

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	電算システムの管理(国保年金情報)	国民健康保険事務等で使用する電算システムの管理	国民健康保険事務等で使用する電算システムの管理	合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B1001			
2	短期被保険者証、資格証明書交付事務(国民健康保険)	○国民健康保険資格証明書交付事務 有効期間 1年 ○国民健康保険短期被保険者証 有効期間 4か月と2か月	○国民健康保険資格証明書交付事務 有効期間 1年 ○国民健康保険短期被保険者証 有効期間 3か月	真岡市の被保険者証は現行のとおりとする。 二宮町の被保険者証等は、真岡市の制度に統一し、平成21年4月1日に切り替える。
	B1002			
3	退職者関係事務(資格・振替・給付)(国民健康保険)	【資格】 ①厚生年金等加入期間が20年以上で、老齢厚生年金等の受給権者 ②後期高齢者医療制度の適用を受けていない者 【振替】 年金受給権者一覧表により、退職該当者に通知し、届出書を提出してもらう。遡及した分を1月に整理し、3月に振替処理する。 【給付】 国保連合会に委託している。	【資格】 ①厚生年金等加入期間が20年以上で、老齢厚生年金等の受給権者 ②後期高齢者医療制度の適用を受けていない者 【振替】 年金受給権者一覧表により、退職該当者に通知し、届出書を提出してもらう。遡及した分を随時整理し、振替処理する。 【給付】 国保連合会に委託している。	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1003			
4	特定疾病受療証事務	(1) 特定疾病受療証交付申請書に医師の意見書を添えて提出 (2) 資格等の認定を行った後、発効期日を申請月の初日にして交付	(1) 特定疾病受療証交付申請書に医師の意見書を添えて提出 (2) 資格等の認定を行った後、発効期日を申請月の初日にして交付	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1004			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
5	国民健康保険資格管理事務	(1) 資格の取得・喪失管理	(1) 資格の取得・喪失管理	合併時に真岡市の制度に統一する。 二宮町の被保険者証は、平成21年4月1日に切り替える。
	B1005	(2) 被保険者証の更新 毎年10月に保険証の更新をする。	(2) 被保険者証の更新 毎年10月に保険証の更新をする。	
6	国民健康保険給付事務	真岡市国民健康保険特別会計で実施 平成18年度 療養給付費 176,377件 2,399,029,385円 高額療養費事務 3,072件 245,822,471円 療養費事務 4,323件 28,629,033円	二宮町国民健康保険特別会計で実施 平成18年度 療養給付費 66,548件 880,427,878円 高額療養費事務 788件 49,125,595円 療養費事務 1,536件 9,081,201円	合併時に真岡市の制度に統合する。
	B1006			
7	高齢受給者証交付事務	国民健康保険加入者で、70歳になる対象者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70歳になる対象者に高齢受給者証を交付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1007			
8	補助金交付申請事務	・普通調整交付金 ・特別調整交付金 ・保険基盤安定負担金 ・栃木県調整交付金 ・療養給付費等負担金	・普通調整交付金 ・特別調整交付金 ・保険基盤安定負担金 ・栃木県調整交付金 ・療養給付費等負担金	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1008			
9	第三者行為事務	第三者行為による負傷を受けた国民健康保険被保険者の治療費を不法行為者から損害賠償をうける事務	第三者行為による負傷を受けた国民健康保険被保険者の治療費を不法行為者から損害賠償をうける事務	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B1009			
10	国民健康保険事業報告月報、年報事務	国保事業を適性かつ効率的に運営するための基礎資料として、月報は毎月、年報は毎年度の事業実績を定期的に国保連合会に報告する。	国保事業を適性かつ効率的に運営するための基礎資料として、月報は毎月、年報は毎年度の事業実績を定期的に国保連合会に報告する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1010			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	国保連合会共同処理事業	国保連合会において医療費通知事務や被保険者別給付一覧作成など様々な事務の共同処理を行う。	国保連合会において医療費通知事務や被保険者別給付一覧作成など様々な事務の共同処理を行う。	現行のとおりとする。
	B1012			
12	国民健康保険基金	国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るための積み立て	国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るため積み立て	合併時に統合する。
	B1013	【平成 20 年度末残高見込】 77,220 千円	【平成 20 年度末残高見込】 32 千円	
13	県国民健康保険団体連合会参画事務	国民健康保険法 83 条により、保険者が共同して国民健康保険事業の健全な運営を達成するために設立された公法人で、保険者はすべて会員となる。	国民健康保険法 83 条により、保険者が共同して国民健康保険事業の健全な運営を達成するために設立された公法人で、保険者はすべて会員となる。	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	B1014			
14	国保連合会芳賀郡市支部参画事務	【国保連合会芳賀支部 事務担当研究会】 国保連合会の支部として、芳賀管内の 6 市町で構成している。	【国保連合会芳賀支部 事務担当研究会】 国保連合会の支部として、芳賀管内の 6 市町で構成している。	引き続き真岡市として加入し、二宮町は、合併の前日をもって退会する。
	B1015			
15	国民健康保険優良世帯表彰事業	被保険者世帯の全員が 1 年度内を通じ療養の給付を受けず、かつ保険税を完納した世帯に記念品を贈る。 (業者が配送する。)	被保険者世帯の全員が 1 年度内を通じ療養の給付を受けず、かつ保険税を完納した世帯に記念品を贈る。 (健康まつりの日に贈呈)	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1016			
16	レセプト点検事務	レセプト点検 職員 3 名体制 (嘱託 2 名、臨時 1 名)	レセプト点検 業者委託	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1017			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
17	国保レセプト開示	①市へ個人情報開示等請求書の提出 ②該当医療機関へ、個人情報開示に関する意見依頼書を提出し、回答を依頼する。 ③請求者へ個人情報開示に関する意見回答書を送付する。	①町へ個人情報開示等請求書の提出 ②該当医療機関へ、個人情報開示に関する意見依頼書を提出し、回答を依頼する。 ③請求者へ個人情報開示に関する意見回答書を送付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1018			
18	医療費通知事務	【国民健康保険】 年6回 5月、8月、10月、12月、1月、3月 【老人保健】 年6回 5月、8月、10月、12月、1月、3月	【国保】 年6回 4月、6月、8月、10月、12月、2月 【老人保健】 年4回 4月、7月、10月、1月	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1020			
19	入院時食事療養費減額認定事務	市民税非課税者が対象	町民税非課税者が対象	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1023			
20	国保返納金事務	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1024			
21	国民健康保険限度額適用・減額認定事業	法に基づき国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	法に基づき国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	現行のとおりとする。
	B1025			
22	エイズ予防事務	【目的】 エイズに対する正しい知識を市民に理解してもらう。 【方法】 保険証更新時に、パンフレットを同封して郵送する。	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1026			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
23	重複・多受診者等訪問担当事務	レセプト点検職員がリストアップした、重複・多受診者等に対して保健師が適切な助言指導を行う。	国保連電算リストを基に、保健師が重複・多受診者等に対して適切な助言指導を行う。	合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
	B1027			
24	疾病分類調査事務	病類別統計表を作成し、広報や各種健康教室の統計表として活用し、市民の健康管理に対する意識の高揚を図る。	未実施	現行のとおりとする。
	B1029			
25	国民年金適用関係事務	国民年金法に基づく国民年金第1号被保険者の適用	国民年金法に基づく国民年金第1号被保険者の適用	現行のとおりとする。
	B1031			
26	国民年金保険料関係事務	国民年金法に基づき国民年金保険料免除関係届の受付・審査・報告をする。	国民年金法に基づき国民年金保険料免除関係届の受付・審査・報告をする。	現行のとおりとする。
	B1032			
27	国民年金給付関係事務	国民年金法に基づき国民年金給付にかかわる事務を行う。	国民年金法に基づき国民年金給付にかかわる事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1033			
28	福祉年金関係事務	国民年金法に基づき福祉年金関係届事務を行う。	国民年金法に基づき福祉年金関係届事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1034			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
29	協力、連携関係事務	国民年金法に基づく市町村の協力・連携事務を行う。	国民年金法に基づく市町村の協力・連携事務を行う。	現行のとおりとする。
	B1035			
30	事務費交付金事務	国民年金事務処理に必要な事務費を国に請求する。	国民年金事務処理に必要な事務費を国に請求する。	現行のとおりとする。
	B1036			
31	高額医療費貸付事業	医療保険各法に定める被保険者で高額療養費に該当し市税完納者に対し高額医療費支給見込額の10分の9を無利息で貸し付ける。	未実施	事業を廃止する。 (平成20年4月の限度額認定の新制度設立により貸し付ける必要性がなくなったため)
	B1038			
32	老人医療適正化対策事業	老人医療制度の安定的運営を確保する。	老人医療制度の安定的運営を確保する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。ただし第三者行為の求償の受付のみ新市に引き継ぐ。
	B1039			
33	老人医療レセプト開示	医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、共同して疾病を克服するなど、より良い信頼関係を構築する。	医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、共同して疾病を克服するなど、より良い信頼関係を構築する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。ただし、レセプト開示請求窓口が市町となる場合は、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1040			
34	老人医療返納金	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	保険給付を受けるときに、偽りその他不正の行為があった場合、その不正利得の全部または一部の返還を請求し、徴収することができる。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1041			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
35	老人医療（医療費通知）	年6回通知している。	年4回通知している。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1042			
36	老人医療（高額医療費）	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、申請などの窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1043			
37	老人医療（レセプト点検・重複・多受診者等医療費通知）	【老人保健のレセプト点検】 職員3名体制（嘱託2名、臨時1名） 【医療費通知】 重複・多受診者に限らず全員に通知	【老人保健のレセプト点検】 業者委託 【医療費通知】 重複・多受診者に限らず全員に通知	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1044			
38	老人保健診療報酬の支払事務	老人保健法に基づく診療報酬の支払 国保分（H18） 2,894,781,674円 社保分（H18） 805,306,144円	老人保健法に基づく診療報酬の支払 国保分（H18） 1,060,673,028円 社保分（H18） 279,498,148円	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1046			
39	老人保健事務（医療）資格・異動関係事務	老人保健法に基づく老人医療受給資格の管理	老人保健法に基づく老人医療受給資格の管理	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1047			
40	老人保健事務（医療）給付関係事務	老人保健法に基づく医療費の現金給付	老人保健法に基づく医療費の現金給付	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1048			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
41	老人保健事務（医療）交付金・負担金等申請事務	老人医療費の支払基金交付金、国県負担金を収納する。	老人医療費の支払基金交付金、国県負担金を収納する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1049			
42	老人保健医療過誤の請求（国保連合会支払基金）	レセプト点検の結果、資格関係に過誤が確認されたもの及び疑義があると認められているものについて再審査を依頼する。	レセプト点検の結果、資格関係に過誤が確認されたもの及び疑義があると認められているものについて再審査を依頼する。	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体のため、事務はなくなる。
	B1050			
43	老人保健高額医療費支給事務	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	老人保健法に基づく、高額医療費の支給	広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体であるが、窓口は各市町となるため、窓口業務のみ新市に引き継ぐ。
	B1051			
44	地域医療体制整備	(1) 地域住民への医療の確保、救急医療の確保を図る。 (2) 休日における救急医療の確保及び周知を図る。 (3) 初期医療及び二次医療の連携を図る。	(1) 地域住民への医療の確保、救急医療の確保を図る。 (2) 休日における救急医療の確保及び周知を図る。 (3) 初期医療及び二次医療の連携を図る。	合併時に真岡市の制度を基準に統一する。
	B1070			
45	献血事業	献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血者の確保に努力すること。	献血思想の普及と献血者の確保に努力すること。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1071			
46	芳賀赤十字病院用地取得利子補給支援事業	芳賀郡内で、唯一の公的医療機関である芳賀赤十字病院の運営に対し、必要に応じ、補助及び支援をし、郡内の医療体制の整備を図る。	芳賀郡内で、唯一の公的医療機関である芳賀赤十字病院の運営に対し、必要に応じ、補助及び支援をし、郡内の医療体制の整備を図る。	合併時に真岡市の制度を基準に統一する。
	B1073			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
47	各種団体助成事業	国内、県内、芳賀管内、真岡市単位の助成を通じて地域の保健活動の推進を図る。	国内、県内、芳賀管内、二宮町の団体の助成を通じて地域の保健活動の推進を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1075 B1192			
48	二宮町健康づくり歩け歩け大会事業	未実施	○二宮町健康づくり歩け歩け大会 年1回 100人参加 予算 国保特会より 300千円 一般会計より 355千円	合併時に廃止する。
	B1077			
49	食生活改善推進事業	健康づくりを目的とした生活改善を推進し、市民の健康保持増進に役立てる。 ①食生活改善推進員養成講座 (平成11年度より隔年実施) 【対象】食生活や健康づくりに関心ある人 ②食生活改善推進員会活動 【構成メンバー】①の講座修了者 (現在38名 年会費1000円)	健康づくりを目的とした生活改善を推進し、町民の健康保持増進に役立てる。 ①食生活改善推進員養成講座 (平成11年度より隔年実施) 【対象】食生活や健康づくりに関心ある人 ②食生活改善推進員会活動 【構成メンバー】①の講座修了者 (現在19人 年会費500円)	現行のとおりとする。 食生活改善推進員会は合併時に統合するよう働きかける。
	B1078			
50	母子健康手帳交付事務	市民課窓口交付(妊娠届提出時) 保健師個別面接 (健康増進課健康相談室)	住民課窓口交付(妊娠届提出時) 保健師個別面接(福祉保健課窓口)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1081			
51	両親学級	【対象】 妊娠20週以降の妊婦と夫	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1083			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
52	離乳食教室	【回数】 6回／年	【回数】 3回／年	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1084	【会場】 総合福祉保健センター	【会場】 保健センター	
53	母子保健計画	○すこやか親子21 「すくすくもおかプラン」 平成14年度から10か年計画として策定	未策定 <参考> ○二宮町母子保健計画 平成14年度から5か年計画として策定していた。	合併時に真岡市の計画を適用する。
	B1102			
54	フッ化物塗布及びむし歯予防講演会	未実施 (単独実施ではなく、3歳児健診及び2、4歳児歯科検診時に同様の内容で実施)	○3歳児はみがき指導とフッ素塗布 【回数】 年6回(3歳児健診時) 【会場】 保健センター	3歳児健診及び2、4歳児歯科検診時に実施する
	B1122			
55	老人保健健康手帳交付事業	自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。	自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1125			
56	老人健康教育	○集団健康教育(老人講話) 高齢期における日常生活の注意及び食事のポイントなど知識の普及を図り、健康の保持・増進に役立てる。	○いきいき健康教室 高齢期における日常生活の注意及び食事のポイントなど知識の普及を図り、健康の保持・増進に役立てる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1134			
57	個別健康教室(禁煙)	未実施	○マンツーマン教室「禁煙」 【対象者】 今後1か月以内に禁煙したいと考えている者 【会場】 保健センター	合併後に速やかに実施方法等の調整を図り、平成21年度から実施する。
	B1137			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
58	マンツーマン教室（個別健康教室）	○血糖スッキリ教室（H18）	○マンツーマン教室（高血圧・高脂血症・耐糖能異常）	合併後に真岡市の制度に統一する。
	B1139			
59	健康診査家族調査票	未実施	町各種健（検）診保健事業の受診に関わる状況を把握し健（検）診の申込みを受け。 町保健事業のPRを行う。	合併時に二宮町の制度を適用する。
	B1154			
60	思春期教室	思春期教室 【対象】市内中学校2年生又は、3年生	思春期健康教育 【対象】町内の中学校 思春期体験教室 【対象】中学生（ローテーション）	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B1157			
61	健康運動教室	生活習慣病の予防法の1つである運動や食事について学び、生活の中に運動を取り入れることができ、生活習慣改善の動機づけが出来るよう支援する。（定員20名）	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。 定員を30名に増員する。
	B1159			
62	生活習慣病予防教室	生活習慣病の予防に関わる生活の注意について理解を深める 【会場】地区公民館・改善センター	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B1167			
63	糖尿病予防教室	未実施	糖尿病で治療している人達がつくる自主グループで、糖尿病悪化を防ぐ。	生活習慣病予防教室に統合する。
	B1169			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
64	自治会健康づくり学習会	地域健康づくり推進事業（真岡市は つらつ地域づくり事業） 【目的】地域住民の健康に対する意識 の高揚を図る。	未実施	合併時に真岡市の制度を適 用する。
	B1172			
65	生活習慣病事後指導事業	検診事後指導 【対象者】検診受診者で要指導・要医 療の者 【参加者】 延べ641人	健康教室 【対象者】生活習慣病健診受診者 【参加者】 97人	合併時に真岡市の制度に統 一する。
	B1173			
66	休日当番医	未実施 (芳賀地区救急医療センターで実施)	平成20年度から廃止 (芳賀地区救急医療センターで実施)	引き続き芳賀地区救急医療 センターで実施する。
	B1176			
67	医師会・歯科医師会関係事 務	芳賀郡市医師会真岡支部や真岡市歯 科医師会と下半期保健事業や次年度保 健事業を話し合い、保健事業・学校保 健等の向上に努める。	芳賀郡市医師会二宮町支部と歯科医 師会支部長との次年度の保健事業打合 せ及び学校保健事業等の向上に努め る。	関係団体の統合にあわせ、真 岡市の制度に統一する。
	B1179			
68	栃木県地域保健センター 連絡協議会参画事務	住民によりよい保健サービスを提供 するため、情報交換及び研修会等を通 して会員相互の連絡協調と地域保健事 業の向上を図る。	住民によりよい保健サービスを提供 するため、情報交換及び研修会等を通 して会員相互の連絡協調と地域保健事 業の向上を図る。	引き続き真岡市として加入 し、二宮町は、合併の前日をも って退会する。
	B1180			
69	薬物乱用防止対策事業	薬物乱用による危害を広く市民に周 知させ、市民ひとり一人の認識を高め ること	薬物乱用による危害を広く町民に周 知させ、町民ひとり一人の認識を高め ること	現行のとおりとする。
	B1181			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
70	県内14市連絡調整会議 参画事務	栃木県内の14市の保健事業担当課が 一同に会し、情報交換を行い、知識の 習得や保健事業の向上に役立てる。	未実施	引き続き真岡市として参加 する。
	B1184			
71	健康フェスティバル開催 事業	市民の健康意識の高揚を図るととも に、健康の保持増進のための生活習慣 の改善を推進する。 【実施日】10月末の日曜日 【会場】総合福祉保健センター	町民の健康意識の高揚を図るととも に、健康の保持増進のための生活習慣 の改善を推進する。 【実施日】11月下旬 (にのみや秋まつり時) 【会場】にのみや秋まつり会場	合併時に真岡市の制度に統 一する。
	B1186			
72	在宅歯科診療事業	在宅で寝たきり状態にあり、歯科診 療を受けることが困難な市民の歯科診 療の確保と口腔状態の改善を図る。 平18 実人数 5名 診療延べ回数 24回	未実施	合併時に真岡市の制度を適 用する。
	B1187			
73	市町の健康発行(統計書)	「真岡市の保健事業概要」として年度 報でまとめている。	未実施	現行のとおりとする。
	B1188			
74	あかちゃんマッサージ教 室	○ベビーマッサージ教室 【対象】概ね生後2か月から1歳未満 の乳児 【回数】年3回	○ベビーマッサージ教室 【対象】概ね生後3か月から8か月の 乳児 【回数】年3回	合併時に真岡市の制度に統 一する。 開催場所・回数は、真岡市総 合福祉保健センター4回、二宮 町保健センター2回とする。
	B1193			
75	栄養行政研究会参画事業	県民の健康の保持増進に寄与すると ともに、会員の専門性の向上及び、会 員相互の親睦をはかる。	未実施	引き続き真岡市として加入 する。
	B1199			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
76	限度額適用・減額認定事業	70歳未満の国保税完納者を対象に国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	70歳未満の国保税完納者を対象に国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定を行う。	現行のとおりとする。
	B1206			
77	出産育児一時金受領委任払い事務	国保の被保険者で国保税の完納者で、出産予定日まで1か月以内のものが対象	国保の被保険者で国保税の完納者で、出産予定日まで1か月以内のものが対象	現行のとおりとする。
	B1207			
78	県、郡市公衆衛生協会参画事務	公衆衛生活動の推進、普及啓蒙を行う。 ・県公衆衛生協会負担金の支払 ・芳賀郡市公衆衛生協会負担金の支払 ・表彰者の推薦	公衆衛生活動の推進、普及啓蒙を行う。 ・県公衆衛生協会負担金の支払 ・芳賀郡市公衆衛生協会負担金の支払 ・表彰者の推薦	引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。
	B1212			
79	積小為大健康チャレンジ事業	未実施	町民が自分で選んだ生活改善目標を生活の中に自然に取り入れることが出来るように支援する。 (H19年度で県事業は廃止)	合併時に廃止する。
	B1216			
80	後期高齢者支援金支払事務	平成20年4月1日に創設された後期高齢者医療制度への支援金を負担する。	平成20年4月1日に創設された後期高齢者医療制度への支援金を負担する。	現行のとおりとする。
	B1220			
81	特定健診等実施計画	平成19年度に策定した特定健診等実施計画の進行管理を行う。 実施計画は5年を一期とした計画となる。	平成19年度に策定した特定健診等実施計画の進行管理を行う。 実施計画は5年を一期とした計画となる。	合併時に真岡市の計画を基準に見直す。
	B1221			